

損害部分を経審完工高で評価

国交省 公共工事元請が任意申請

国土交通省は、東日本大震災で被害を受けた公共工事を対象に、被災前後で生じた出来高の損害部分を経営事項審査の完成工事高として評価できるようにする。対象は災害救助法が適用された市町村区域内の発注者が損害を支払った工事の元請企業で、対象金額はその支払い額。元請けは任意で審査対象年度の完成工事高に加える工事に關する書類をまとめ、発注者に提出する。18日に建設業団体、各地方整備局、都道府県を始めとする主要発注機関に対して、今回の特例を通知した。

東日本大震災受け特例

損害部分の評価は2パターンある。1つは被災後に請負契約を打ち切った場合。この場合、被災前の出来高と被災後に残った出来高との間に生じた損害部分が評価対象となる。

もう1つは被災後も契約を継続した場合。この場合は、契約を打ち切る場合と同じように損害部分を評価対象とし、さらにその後工事を継続した分の出来高も評価対象に加える仕組みだ。

損害部分は発注者の支払い日が該当する事業年度の完成工事高と元請完成工事高に加える。

ただし、工事進行基準により過年度に完成工事高として計上している出来高相当額がある場合や、発注者が負担した損害額を特別利益等に計上

せず完成工事高に計上している定通知書等の写しを添付する場合などは、二重に評価されることのないよう注意を促している。

手続きは元請けが任意で行うこととし、被害を受けた工事の概要などを申請書としてまとめ、発注者からの損害認められている。

公共工事標準請負契約約款第29条によると、発注者が支払う損害部分の金額は、損害合計額のうち請負代金の100分の1を除いた額と定められている。

被災工事

経審の完工高に特例

国交省 通知 滅失分も評価対象

国土交通省は、東日本大震災の被災地で進めていた公共工事が津波などで完成前に被害を受けた場合、その滅失部分を完工工事高として認め、経費審査（経審）で評価できるように特例措置を講じる。施工途中で滅失した部分の工事の損害はそれまでの出来高に応じた発注者が負担しているが、企業会計上は被災後に残った出来高（滅失部分を除く）しか完工高に組み入れることができず、経審の評価でも同様の取り扱いとなっていた。特例では滅失分も含めた出来高を完工高として経審で評価できるようにする。

同省は18日付で国や自治体などの関係機関に特例措置を適切に講じるよう要請する通知を出した。

経審は、公共工事を受注する建設業者に建設業法で受審が義務付けられており、経営状況などの客観事項を数値化して企業を評価する。完成工事高は審査項目の大きな柱の一つで、通常は出来高部分を完工高として評価する。

ただ、震災の被災地では工事途中で構造物が流されるなどの被害が続出。経審で完工高を評価する場合、流されずに残った出来高部分しか評価できず、滅失部分は評価の対象外となる。

国交省は、このままでは経審に基づくと入札ランクにも変動が生じ、企業に大きな悪影響が出かねないと判断。評価の特例措置を講じることを決めた。

特例の対象となる工事は、大震災で災害救助法が適用された市町村区域で被害を受けた公共工事のうち、元請建設会社に対して発注者による支払が既に行われた案件。被災後に残った出来高部分と、滅失した部分を合算して経審での完工高の評価に加えることができる。

例えば、1億円の工事を受注し、震災前までに8000万円部分まで施工が終わっていたが、津波で7000万円分が流され、1000万円分しか出来高が残っていない場合、8000万円分相当が完工高として認められる。

また、発注者から滅失部分（7000万円分）の損害額を受け取り、被災後に残った出来高部分（1000万円分）から施工を続行して工事を完成した場合の残りの出来高部分（9000万円分）については、8000万円分に合わせて完工高（合計1億7000万円分）として認め、経審の完工高の評価に加えることができる。

元請建設会社が経審の

完工高評価に滅失部分を付加しようとする場合、申請の際に発注者からの損害の認定通知書の写しの提出を求める。

自治体などへの通知では、工事進行基準を導入して過年度に完工高として計上している出来高相当額がある場合には二重評価をしないよう留意することも明記した。

損害部分も完工高評価

被災公共工事の経審特例

発注者支払受けた工事対象

国 交 省

国土交通省は、東日本大震災により被害を受けた公共工事に係る経営事項審査における完成工事高の取扱について、18日付けで各地方整備局などに、被災企業への特例として震災により滅失した損害部分について経営事項審査における完成工事高として評価できるとし

ている。

東日本大震災により、工事的物が一部滅失等の損害を受けた場合、これまで当該損害部分については施工実績があるにも関わらず、経営事項審査における完成工事高としては評価されなかった。

このため今回、被災企業への特例として、震災による被害部分について経営事項審査における完成工事高として評価できることとする。

被害を受けた公共工事について、元請業者が発注者から不可抗力による損害額の発注者負担分の支払いを受けているものが対象。

当該受領金額を特別利益等の完成工事高以外の勘定科目に計上している場合は、元請建設業者は当該発注者負担分の金額を受領した日の属する事業年度における完成工事高、および元請完成工事高に当該受領金額を付加

して申請することができ

る。
対象地域は、東日本大震災の被災地。災害救助法が適用された、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の一部の市町村。

申請にあたっては、指定する様式の令により、付加しようとする金額についての申し出を受けるとともに、損害認定通知書の写しなど、当該受領金額を確認できる書面の提出を受けて確認することとしている。

対象となる工事について、工事進行基準等により過年度に完成工事高として計上している出来高

相当額がある場合は、当該金額が今回の取扱により二重に評価されることのないように留意することとしている。

通知は、18日付けで審査行政庁である各地方整備局、各都道府県に発出。さらに独立行政法人など主要発注機関や建設業者団体にも通知している。